

# 議 決 事 項

## 公告第6号

宮城県国民健康保険団体連合会積立資産の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会積立資産の管理及び運用に関する規則（平成27年規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項後段を削る。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 第2条第3項第2号の積立限度額の算出に当たっては、令和4年3月31日現在の職員退職給付引当資産は含まないものとする。

宮城県国民健康保険団体連合会負担金規則の一部を改正する規則

宮城県国民健康保険団体連合会負担金規則（昭和47年規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 令和4年度において、第2条第2項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 公告第7号

### 令和3年度各種会計歳入歳出補正予算

令和3年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,808,121千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
- 

令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）  
歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ944,973千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
- 

令和3年度診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,629,192千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
- 

令和3年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,962千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,311,661千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
- 

令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,975千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,699千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,360千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

公告第8号

令和4年度事業計画

宮城県国民健康保険団体連合会「令和4年度事業計画」を、次のとおり定める。

（令和4年度事業計画のとおり）

公告第9号

令和4年度宮城県国民健康保険団体連合会会員負担金及び各種審査支払手数料等

令和4年度における一般負担金、各種審査支払手数料等の額は、次に定めるところによる。

I 一般負担金

1 会員割 1 保険者50,000円

2 被保険者割

（一般負担金総額（199,612,000円）－会員割総額（1,950,000円））

令和2年度各保険者年間平均被保険者数

×

令和2年度年間平均被保険者数（484,161人）

II 直診負担金 ※令和4年度においては、直診施設負担金を徴収しない。

区 分	賦課基準	単 価
1 施設割	病 院	
	診療所	
2 病床割	1床当たり	

III 医療保険に関する手数料等

1 診療報酬等審査支払手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 国保審査支払手数料	県内分 1件当たり	62円61銭 (令和4年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (令和4年4月審査、5月調定分から適用)
2 公費負担医療審査支払手数料	1件当たり	94円 (令和4年4月審査、5月調定分から適用)
3 レセプト電算処理システム手数料	1件当たり	68銭

2 療養費審査手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 一般療養費審査手数料	国保 1件当たり	62円61銭 (令和4年3月審査、4月調定分から適用)
2 柔整療養費審査支払手数料	国保 1件当たり	62円61銭 (令和4年3月審査、4月調定分から適用)

3 共同電算処理委託手数料

(1) 共同電算処理委託手数料

- ・ 件数割 1件当たり 15円96銭×令和2年度事業年報の件数
- ・ 被保険者数割 1人当たり 42円40銭×令和2年度事業年報の年間平均被保険者数

## (2) その他委託料

区 分	賦課基準	単 価
1 乳幼児医療費助成手数料	1件当たり	32円
2 出産育児一時金等支払事務費	1件当たり	210円
3 退職者医療事業分担金	1人当たり	国で定める基準単価による
4 海外療養費調査事務手数料	1件当たり	国保中央会で定める単価による

## (3) オプション

(消費税別途)

項 目	賦課基準	単 価
1 医療費通知	1世帯当たり	1か月分 44円60銭
		2か月分 47円50銭
		3か月分 53円
		4か月分 58円
		6か月分 75円
2 後発医薬品利用差額通知	1枚当たり	44円60銭
3 後発医薬品利用差額通知コールセンター業務		保険者（全国）の被保険者数による 按分（実績割）

## 4 国保情報集約システム運用委託手数料

必要な経費の合計額 (92,047,669円) ÷ 令和2年度年間平均市町村被保険者数 (459,595人) ÷ 12  
= 月単価被保険者1人当たり 16円69銭

## IV 介護保険に関する手数料等

## 1 介護給付費審査支払手数料（令和4年4月審査、5月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 介護給付費審査支払手数料 (特例介護給付費含)	1件当たり	60円
2 介護予防・日常生活支援総合事業費審査 支払手数料	1件当たり	60円
3 公費負担医療等介護給付費審査支払手数料	1件当たり	95円

2 介護保険者事務共同処理手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 要介護認定更新支援処理手数料	1 件当たり	20 円 (令和4年4月通知分から適用)
2 償還払給付額管理処理手数料	1 件当たり	60 円 (令和4年4月処理分から適用)
3 高額介護サービス費支給処理手数料	1 件当たり	20 円 (令和4年4月通知分から適用)
4 市町村特別給付等支払処理手数料	1 件当たり	60 円 (令和4年4月審査、5月調定分から適用)
5 主治医意見書作成料支払処理手数料	1 件当たり	50 円 (令和4年4月処理分から適用)
6 認定調査委託料支払処理手数料	1 件当たり	20 円 (令和4年4月処理分から適用)

(消費税別途)

7 介護給付費通知作成処理手数料	1 件当たり	35 円 (令和4年4月処理分から適用)
8 共同処理保守業務手数料	1 保険者当たり (年額) <small>※令和4年4月1日を基準とするもの。</small>	50,000 円 (令和4年4月処理分から適用)

※ 「8」については、高額医療・高額介護合算事務手数料が含まれるもの。

3 年金特別徴収経由機関事務手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 年金特別徴収経由機関事務手数料	第1号被保険者 1 人当たり	6 円 12 銭

V 障害者総合支援給付等に関する手数料

1 障害介護給付費等審査支払手数料 (令和4年4月審査、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 障害介護給付費審査支払手数料	1 件当たり	140 円
2 障害児給付費審査支払手数料	1 件当たり	140 円

2 障害福祉サービス等に関する市町村事務共同処理手数料（令和4年4月受付、5月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 特例介護給付費審査支払手数料	1件当たり	140円
2 特例障害児給付費審査支払手数料	1件当たり	140円

VI 特定健診等データ管理システム手数料（令和4年3月受付、4月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 データ管理手数料	1件当たり（健診データ受信時に1回賦課）	180円
2 費用決済手数料	1件当たり（費用決済データ受信毎に賦課）	20円10銭
3 国保中央会手数料	1件当たり（データ受信毎に賦課）	37円24銭

VII 後期高齢者医療に関する手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 診療報酬審査支払手数料	県内分 1件当たり	64円24銭 (令和4年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (令和4年4月審査、5月調定分から適用)
2 一般療養費審査手数料	1件当たり	64円24銭 (令和4年3月審査、4月調定分から適用)
3 柔整療養費審査支払手数料	1件当たり	64円24銭 (令和4年3月審査、4月調定分から適用)
4 電算処理受託手数料		契約に基づく金額による

令和4年度各種会計歳入歳出予算

詳細は（別紙総括表）のとおり

債務負担行為の設定

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成 11 年規則第 2 号）第 15 条の 6 の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内容		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一般財源
						国・県 支出金	その他	
1 機関誌「みやぎの国保」作成業務について令和 5 年度までに 4,000 千円を限度として支払うものとする。	千円 4,000		千円	令和 3 年度 ～ 令和 5 年度	千円 4,000			千円 4,000